

市役所からの お知らせ

国民年金

就職・成人・結婚等をした場合は
種別変更の手続きが必要です

国民年金の種別が変わったときは
手続きが必要です。手続きをしな
かった場合は、年金を受けられなくな
ることもあるので、忘れずに手続き
をしましょう。

※必要に応じて、妻・夫を読み替え
てください。

■第1号被保険者の方が…

- ・就職して厚生年金保険または共済
組合に加入した。↓②へ
- ・会社員と結婚して、その被扶養配

偶者となった。夫が就職して、そ
の被扶養配偶者となった。↓③へ

■第2号被保険者の方が…

- ・転職して自営業になった（被扶養
配偶者も第1号被保険者へ）。会
社を退職して、自営業者の妻にな
った。↓①へ

・会社を退職して、会社員の被扶養
配偶者になった。↓③へ

■第3号被保険者の方が…

- ・夫が会社を退職した。会社員の夫
と離婚した。収入が増え、被扶養
配偶者でなくなった。夫が65歳に
達した。夫が死亡した。↓①へ

・会社に就職して被扶養配偶者でな
くなった。↓②へ

・夫が転職して厚生年金保険から共
済組合、または共済組合から厚生
年金保険に変わった。↓③へ

■未加入の方が…

- ・20歳未満で就職し、厚生年金保険
または共済組合に加入した。↓②
へ

変更後の種別・届出

- ①第1号被保険者…年金手帳または

基礎年金番号通知書・資格喪失日
の分かる書類を持参し、市民課へ
②第2号被保険者…事業主等が年金
事務所に届出を

③第3号被保険者…事業主等を通じ
て年金事務所に届出を

問合せ 市民課

☎ (275) 6241

税

家屋の実地調査を行います

令和4年1月2日（令和5年1月
1日の間に新築または増改築された
家屋について、令和5年度から新た
に固定資産税が課税されます。税額
を算定するためには、価格を決定ま
たは修正する必要がありますので、
現地調査を行います。調査対象の方
には、あらかじめ通知しますので、
ご協力をお願いします。

※調査には「徴税吏員証」及び「固
定資産評価補助員証」を携帯した
税務課職員が伺います。

問合せ 税務課

☎ (275) 6109

個人事業税の納付をお忘れなく

▼納期限

・第1期分…8月31日（水）

8月中に第1期分と第2期分の納
付書をまとめて送付します（口座振
替ご利用の方を除きます）。納付時
にはお間違いのないようご注意ください。
なお、年間の税額が1万円以
下の方は、第2期分の納付書はあり
ません。

※納税が困難な場合は、納税猶予の
制度があります。詳しくは府税ホ
ームページ「府税あらかると」を
ご覧ください。

問合せ 泉北府税事務所

☎ (238) 7221

今月が納期限の税金

〈市民税〉
〈府民税〉
第2期分

8月31日までにお近くの
金融機関またはコンビニエンス
ストア等で納めてください。

各種

後期高齢者医療保険料の減免

被保険者または連帯納付義務者（被保険者の属する世帯の世帯主と被保険者の配偶者）が次のいずれかに該当し、保険料の全部または一部を納付できないと認められたときは、保険料が減免される場合があります。

①震災、風水害、火災その他これに類する災害により被保険者が主たる居住の用に供している住宅、被保険者の家財、その他の財産について著しい損害を受けたとき

②被保険者または保険料の連帯納付義務者の収入が事業の不振、休業、廃止または失業等の理由により著しく減少したとき

③被保険者が、刑事施設、労役場、その他これらに準ずる施設に拘禁されたとき

問合せ 健康づくり課

☎ (275) 6392

ご存知ですか？任意継続保険制度

任意継続保険制度は、勤務先の健康保険に2か月以上の加入期間があれば、退職後も引き続き2年間の継続加入ができる制度です。保険料は会社負担がなくなり、全額自己負担になります。手続きは、退職日の翌日から20日以内（厳守）に協会けんぽまたは勤務先の健康保険組合へ。

問合せ 健康づくり課

☎ (275) 6374

三井住友信託銀行での公金の取り扱いが終了します

令和5年3月31日をもって三井住友信託銀行の収納代理金融機関の指定が取り消しとなり、市税、保険料、保育料、上下水道料金等の公金の取り扱いが終了します。令和5年4月1日以降は、同行での口座振替（口座引き落とし）や納付書による窓口納付ができないため、他の公金取り扱い金融機関をご利用ください。

問合せ 会計課 ☎ (275) 644

8月12日・15日は、市立小中学校の閉庁日です

閉庁期間中は、原則として各小中学校に勤務者をおきません。緊急時の連絡は、教育委員会を通じて学校長へ行います。

問合せ 学校教育課

☎ (275) 6434

野良猫にエサを与える前に

猫にむやみにエサを与えると、猫が異常に増え、フンや尿、鳴き声などで周囲に迷惑をかけてしまいます。また、不特定多数の人からエサをもらうことは、猫の健康面からも良いことではありません。エサを与える前に考えましょう。飼い猫については、周囲の方の迷惑にならないよう室内で飼いましょ。室内で飼うことで、感染症や事故の防止にもつながります。

問合せ 環境政策課 ☎ (275) 6266

お盆のお墓参りは臨時バスをご利用ください

8月13日・14日・15日にアプラたかいしから、浜墓地への臨時バスを運行します。運行時刻は右の表をご覧ください。

■ 臨時バス運行時刻

アプラたかいし発	8:55	9:55	10:55	11:55	13:55	14:55
たかいし斎場東発	9:01	10:01	11:01	12:01	14:01	15:01
浜墓地発	9:41	10:41	11:41	12:41	14:41	15:41
アプラたかいし着	9:50	10:50	11:50	12:50	14:50	15:50

※定員を超える場合は、高齢者等を優先させていただきます。
※14日（日）は、福祉バス「らくらく号」も臨時で運行しています。

問合せ 市民課 ☎ (275) 6473

9月2日は大阪880万人訓練

午後1時30分に地震が発生したと想定し、午後1時33分に大津波警報について、また午後1時35分に避難情報についての緊急速報メールが携帯電話やスマートフォンに届きます。各自で身を守る行動をとるなど、緊急時の避難行動を再確認しましょう。※緊急速報メールは、マナーモードでも受信音流れます。受信音が流れないようにするには、電源を切るか受信設定をオフにしてください。

問合せ先 府民お問い合わせセンター
☎06(6910)8001

8月10日に市内の防災行政無線のスピーカーから放送が流れます

地震や津波、武力攻撃などの発生時に備え、全国一斉伝達訓練を行います。これは、全国瞬時警報システム（Jアラート）を用いた訓練で、高石市以外の全国の地域でも同様の訓練が行われます。

放送日時 8月10日（水）午前11時頃

問合せ先 危機管理課

☎(275)6245

飼い主の皆さん、マナーを守れていますか？

犬や猫のフン・鳴き声・放し飼いの苦情がよせられています。ペットを飼う場合は、愛情をもって責任のある飼い方をしましょう。

▼犬を散歩させる時は、必ずリード（引き綱）をつけてください。

▼犬のフンの後始末を忘れず、きちんと処理してください。

問合せ先 環境政策課

☎(275)6266

マイナンバーカードの時間外交付と申請サポートについて

交付通知書（はがき）を受け取られた方のうち、開庁時間中に来庁できない方は、次の日程でマイナンバーカード（個人番号カード）を受け取ることができません。また同日時で、

災害用の備蓄食品は定期的に入れ替えましょう

消費生活センターだより
Consumer service center newsletter



備蓄用に購入していたレトルトカレーが、気がつくと賞味期限を過ぎていた。試しに一度食べたが、味に変化はなかった。まだたくさん残っているが、食べても支障はないか。
(80歳代 女性)



災害発生時に備えて、普段から飲料水や保存の効く食料などを備蓄しておきましょう。1人当たり3日分、大規模災害発生に備えるなら1週間分の備蓄があると良いとされています。「賞味期限」は美味しく食べられる期限のことであり、食べられなくなる期限ではありません。適切な消費を心掛け、定期的を確認しましょう。日頃から保存性の高い食品を少し多めに買い置きし、賞味期限などを考えながら計画的に使い、新たに買い足す「ローリングストック法」も有効です。

困ったときは、消費生活センターへ
☎(267)5501

場所 市役所本館2階
時間 9:00~16:45
休館日 土・日曜日、祝日
※休館日は「消費者ホットライン」☎188へお問い合わせください

マイナンバーカードを作成したことがない方を対象に、申請サポートも実施します。

日時 8月28日、9月4日・11日いずれも日曜日の午前9時～正午

場所 市役所（本館1階）

■申請サポートについて

職員が申請書に必要な写真を無料で撮影し、書き方もサポートするので、その場で申請が完了します。

対象 申請者本人で必要書類を持参できる方（15歳未満か成年被後見人の方は法定代理人の同行が必要です。）

持ち物 本人確認書類（運転免許証、保険証等）

■お持ちでない方に

7月下旬から9月上旬にかけて、オンライン申請用のQRコード付きマイナンバーカード交付申請書が順次送付されます。マイナポイントの対象となるマイナンバーカードの申請期限は9月末までとなっています。この機会にぜひ取得してください。

問合せ先 市民課

☎ (275) 6212

健康コミュニティ農園利用者募集

貸付期間 令和4年10月14日～令和6年9月30日

対象 市内在住の方

募集 1世帯1区画（応募多数の場合は抽選）

※障がい者の方には、各地区で優先枠を設けています。申込時に、障がい者であることを証明できる書類が必要です。

区画数 東羽衣地区167区画、綾園地区186区画、取石地区137区画

使用料 無料（水道料金等は別途負担が必要）

▼抽選会

日時 9月14日（水）午前10時から

場所 市役所（別館3階）

申込 8月18日～29日（消印有効）までに、申請書と本人確認書類（運転免許証、年金手帳、健康保険証等のコピー）を経済課へ郵送「〒59

2・8585（住所記載不要）高石市役所 経済課

※既に農園を借りている方には、郵送で申請書を送付します。新規の

方は申請書を市ホームページからダウンロードして郵送してください。

問合せ先 経済課 ☎ (275) 6149

文化・スポーツ・国際交流基金をご活用ください

文化・スポーツの振興及び国際交流活動を助成するための基金を設け、対象となる活動に対し助成を行っていきます。助成基準や必要書類等、詳しくは社会教育課へお問い合わせください。

申込 社会教育課で配布する申請書（市ホームページからダウンロード可）に必要な書類を添えて、社会教育課へ

※年度末の申請は、交付処理の都合上翌年度の申請となる場合があるため、必ず社会教育課までご連絡ください。

問合せ先 社会教育課

☎ (275) 6437

泉北就職情報フェア・合同就職面接会 求人事業所の参加募集

泉北地域で正社員やパートの仕事

をお探しの方を対象とする合同就職説明会を開催します。人材の確保を検討されている事業所は、ぜひご参加ください。

日時 11月24日（木）午後2時～4時

場所 アプラたかいし（3階）

対象 ハローワーク泉大津管轄内の事業所

募集 20社

参加費 無料

申込・問合せ先 9月9日までに申込フォーム、もしくは高石商工会議所へ電話申込 ☎ (264) 1888



いまだからこそ若い世代に伝えたい
ヒロシマ悲劇の詩

日時 8月9日（火）午後1時30分～3時

場所 コミュニティセンター

申込 当日直接会場へ

問合せ先 子育て支援グーチョキパー

事務局 ☎ 090 (2102) 2489

金婚者祝賀会を開催します

日時 10月5日(水) 午前11時から
場所 アプラたかいし(3階)

対象 結婚50周年の夫婦(結婚年
日を証明する書類は必要ありませ
ん。)

※当日は昼食をご用意しています。
申込・問合せ 9月5日までに高
齢・障がい福祉課 ☎(275) 6294
へ

身近なみどりを育てましょう

各地域や職場の皆さんが共同で緑
化する際に、樹木の無料配付を行っ
ています。

樹種 キンモクセイ、サザンカ、セ
イヨウカナメ ほか(1か所あたり
高木2本以上の申請が必要)

※数に限りがあるため、ご希望に添
えない場合があります。

申込・問合せ 8月31日までに土木
管理課 ☎(275) 6417

情報公開制度・個人情報保護制度
行政不服審査制度
運用状況

令和3年度の情報公開制度、個人情報保護制
度及び行政不服審査制度の運用状況がまとめ
りましたのでお知らせします。詳しくは市役所2
階行政資料コーナーで閲覧できます。

問合せ 総務課 ☎(275) 6197

■情報公開制度の運用状況(R3.4.1~R4.3.31)

1. 実施機関別処理状況

実施機関	請求 件数	決定 件数	処理状況					
			公 開	部分公開	非公開	不存在	請求拒否	取下げ
市 長	17	17	11	6				
政策推進部	3	3	3					
総 務 部	7	7	5	2				
保健福祉部	1	1		1				
土 木 部	6	6	3	3				
会 計 課								
議 会								
選挙管理委員会								
監査委員								
公平委員会								
農業委員会								
固定資産評価審査委員会								
教育委員会	12	12	9	2	1			
市長(水道事業管理者)	1	1	1					
計	30	30	21	8	1			

※請求件数は受理日が期間内に存するものの件数

※1件の請求に対し、複数の決定を行う場合があります

2. 審査請求の状況

件 数	内 訳		処理 件数	内 訳				令和4 年度への 繰越件数
	前年度 から繰越	令和3年度 申立て		認容	一部認容	棄却	却下	
1	1		1			1		

■個人情報保護制度の運用状況(R3.4.1~R4.3.31)

1. 個人情報保護審査会への諮問・答申件数

事由	諮問	答申
個人情報の収集		1
目的外利用	1	2
外部提供		
結合		
計	1※	3※

※1件の諮問・答申に対し、複数の
事由がある場合があります

2. 個人情報の開示請求等の件数

開示請求	訂正請求	利用停止請求	是正の申出	計
11				11

※請求件数は受理日が期間内に存す
るものの件数

4. 個人情報取扱事務
の件数(実施機関別)

市 長	212
教育委員会	52
選挙管理委員会	3
監査委員	1
公平委員会	1
農業委員会	7
固定資産評価 審査委員会	1
市 長 (水道事業管理者)	4
議 会	4
計	285

3. 審査請求の状況

期間中に審査請求はありませんでした。

■行政不服審査制度の運用状況(R3.4.1~R4.3.31)

期間中に審査請求はありませんでした。

黙とうにご協力を

8月15日は戦没者を追悼し、平和を祈念する日です。正午から1分間の黙とうをお願いします。

問合せ 社会福祉課

☎ (275) 62803

河川での水難事故防止について

水難事故防止のため、次の点に注意してください。

- ・子どもが個人やグループで河川に遊びに行く際はライフジャケットを準備し、必ず保護者が同行する。
- ・大雨、洪水、波浪、雷等の警報や注意報が発令された際には、河川への外出を控える。
- ・外出時に天候が急激に変化した場合は、集中豪雨による河川の急激な増水の恐れがあるため、速やかに河川から離れる。

問合せ 大阪府都市整備部河川室

☎ 06(6941)0351

みんないっしょに生きる社会を

まっぼっくり

沖縄の本土復帰50周年

昭和47年5月15日に沖縄が本土に復帰し、今年で50年目を迎えました。

半世紀の間に沖縄は国内有数の観光地となり、見違えるほどに発展しましたが、米軍基地が集中する島の景色は変わっていません。日本での米軍専用施設の面積は、今でも7割が沖縄に集中しています。

太平洋戦争の末期に沖縄は地上戦の舞台となり、住民を含め20万人以上の命が失われた上に、琉球王国の歴史がある文化財や県民の財産のほとんどが失われました。地域によっては「一木一草もとどめぬほど赤茶けた地肌をあらわした」と言われるほどの激戦でした。

戦後、連合国による日本の占領が終了した後も、沖縄は27年間、アメリカの統治下に置かれました。パスポート無しでは日本本土への渡航もできず、ドル札を使っていました。

沖縄では今も一日一件以上のベースで不発弾が見つかっています。多くは土木建築の現場で見つかり、過去には死傷者が出る事故も発生しました。未発見の不発弾は約1900トンある

と推計され、回収作業が続いています。

「ひめゆり平和祈念資料館」の証言員さんの言葉に「二度と戦争を起こしてはならない。」

「戦場になったらどうということになるかを知ったら戦争をした」と考える人はいない。」とあ

りました。

高石市内の小中学校では有志の方々による「戦争の語り部」を実施しています。戦争を知らない世代に語り継ぐことが大切だと思われます。

人権推進課

☎ (275) 6279

沖縄をめぐる主なできごと

1945年3月	沖縄戦が開始。6月に日本軍の組織的抵抗が終結。米軍は沖縄上陸に合わせて占領開始を告げる布告を公布。
1952年4月	サンフランシスコ講和条約が発効し、沖縄は正式に日本から分離される。
1960年4月	「沖縄県祖国復帰協議会」結成。本土への復帰運動が本格化する。
1969年11月	日米両政府が「72年、核抜き、本土並み」の沖縄返還で合意する。
1970年11月	沖縄の国政参加選挙が始まる。
1972年5月	沖縄が本土復帰する。
1975年7月	沖縄国際海洋博覧会が開幕する。
1978年7月	沖縄の車道が米国式の右側通行から左側通行に変更になる。
2000年7月	九州・沖縄サミットが開催される。